

(総則)

第1条 委託者(以下「甲」という。)&及び受託者(以下「乙」という。)&は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書という。以下同じ。)&に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする業務の委託契約という。以下同じ。)&を履行しなければならない。

2 乙は、頭書の委託業務(以下「業務」という。)&を頭書の委託期間(以下「委託期間」という。)&内に完了し、契約の目的物(以下「成果品」という。)&を甲に引き渡すものとし、甲は、その業務委託料を支払うものとする。

3 甲は、その意図する成果品を完成させるため、業務に関する指示を乙又は乙の管理技術者に対して行うことができる。この場合において、乙又は乙の管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 乙は、この契約書若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは甲乙協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

5 乙は、業務を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専断的管轄裁判所とし、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所第1審の裁判所とする。

12 乙が共同企業体を結成している場合においては、甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また乙は、甲に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)&は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 甲及び乙は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(業務工程表の提出)

第3条 乙は、この契約の締結後5日以内に設計図書に基づいて、業務工程表を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受領した日から7日以内に、乙に対してその修正を請求することができる。

3 この契約書の他の条項の規定により委託期間又は設計図書を変更した場合において、甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務工程表の再提出を請求することができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により甲が乙に対して業務工程表の再提出を請求した場合について準用する。この場合において第1項中「この契約の締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えるものとする。

5 業務工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承諾させるはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、成果品(未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)&を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(著作権の譲渡等)

第5条 乙は、成果品(第36条第1項に規定する指定部分に係る成果品及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果品を含む。以下この条において同じ。)&が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)&に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)&を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

2 甲は、成果品が著作物に該当するとしなくともにかかわらず、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に公表することができる。

3 甲は、成果品が著作物に該当する場合には、乙が承諾したときに限り、既に乙が当該著作物に表示した氏

名を変更することができる。

4 乙は、成果品が著作物に該当する場合において、甲が当該著作物の利用目的の实现のためにその内容を変更するときは、その変更に同意する。また、甲は、成果品が著作物に該当しない場合には、当該成果品の内容を乙の承諾なく自由に改変することができる。

5 乙は、成果品(業務を行う上で得られた記録等を含む。)&が著作物に該当するとしなくともにかかわらず、甲が承諾した場合には、当該成果品を使用し、又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果品の内容を公表することができる。

6 甲は、乙が成果品の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)&及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)&については、乙が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

(一括再委託等の禁止)

第6条 乙は、業務の全部を一括して、又は甲が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わなければならない。

2 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わなければならない。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた場合には、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)&の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその履行方法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなれ、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(業務担当員)

第8条 甲は、業務担当員を定めたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。業務担当員を変更したときも、同様とする。

2 業務担当員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 甲の意図する成果品を完成させるため、業務について乙の管理技術者に対して指示すること。

(2) 設計図書の記載内容に関する乙の管理技術者の確認の申出に対して承諾を与え、又は質問に対して回答すること。

(3) 契約の履行について、乙の管理技術者と協議すること。

(4) 業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況を調査すること。

3 甲は、2名以上の業務担当員を置き、前項の権限を分担させたときにおいてはそれぞれの業務監督員の有する権限の内容を乙に通知しなければならない。分担を変更した場合も、同様とする。

4 第2項の規定による業務担当員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、業務担当員を経由して行うものとする。この場合においては、業務担当員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

(管理技術者)

第9条 乙は、業務の技術上の管理を行う管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。管理技術者を変更したときも、同様とする。

2 管理技術者は、この契約の他の条項に定めるもののほか、業務の管理及び統制を行う権限を有する。

3 乙は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限(業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第13条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。)&のうちこれを管理技術者に委任したものと認めるときは、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

(照査技術者)

第10条 乙は、設計図書に定める場合には、成果品の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。照査技術者を変更したときも、同様とする。

2 照査技術者は、前条第1項に規定する管理技術者を兼ねることができる。

(地元関係者との交渉等)

第11条 地元関係者との交渉等は、甲が行うものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

2 前項の場合において、甲は、当該交渉等に関して生

じた費用を負担しなければならない。

(土地への立入り)

第12条 乙が調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要となるときは、甲がその承諾を得るものとする。この場合において、甲の指示があるときは、乙はこれに協力しなければならない。

(管理技術者等に対する措置請求)

第13条 甲は、管理技術者若しくは照査技術者又は乙の使用人若しくは第6条第3項の規定により乙から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、業務担当員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、甲に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に通知しなければならない。

(履行報告)

第14条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について甲に報告しなければならない。

(貸与品等)

第15条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等(以下「貸与品等」という。)&の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、受領書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、引渡しを受けた貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 乙は、設計図書の定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。

5 乙の故意又は過失により貸与品等が滅失若しくは破損し、又はその返還が不可能となったときは、乙は甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(設計図書と業務内容が一致しない場合の修補業務)

第16条 乙は、業務の内容が設計図書又は甲の指示若しくは甲乙協議の内容に適合しない場合において、業務担当員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が甲の指示によるときその他甲の責めに帰すべき理由によるときは、甲は、必要があると認められるときは委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第17条 管理技術者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに業務担当員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)&。

(2) 設計図書に照り又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。

(5) 設計図書で明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 業務担当員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、管理技術者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、管理技術者が立会いに応じない場合には、管理技術者の立会いを得ずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)&をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書等の変更)

第18条 甲は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示(以下この条及び第20条において「設計図書等」という。)&の変更内容を乙に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を

変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、乙の責めに帰すことができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、乙が業務を行うことができないと認められるときは、甲は、業務の中止内容を直ちに乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を乙に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が業務の履行に備え業務の一部中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る乙の提案)

第20条 乙は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、甲に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 甲は、前項に規定する乙の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を乙に通知するものとする。

3 甲は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは委託期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(乙の請求による委託期間の延長)

第21条 乙は、その責めに帰することができない事由により委託期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、甲に委託期間の延長変更を請求することができる。

(甲の請求による委託期間の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により委託期間を短縮する必要があるときは、委託期間の短縮変更を乙に請求することができる。

2 甲は、この契約書の他の条項の規定により委託期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、乙に通常必要とされる委託期間に満たない委託期間への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(委託期間の変更方法)

第23条 委託期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が委託期間の変更する理由が生じた日（第21条の場合にあつては、甲が委託期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあつては、乙が委託期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(業務委託料の変更方法等)

第24条 業務委託料の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が業務委託料を変更する理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知をしない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この契約書の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第25条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ業務担当員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

2 前項の場合においては、乙は、その採った措置の内容を業務担当員に直ちに通知しなければならない。

3 業務担当員が、災害防止その他業務を行う上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置を採ることを請求することができる。

4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置を採った場合において、当該措置に要した費用のうち、乙が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、甲がこれを負担する。

(一般の損害)

第26条 成果品の引渡し前に成果品について生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項若しくは第3項又は第28条第1項に規定する損害を除く。）については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、

甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第27条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）については、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が、甲の指示又は貸与品等が不適当であること等甲の責めに帰すべき理由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、甲がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことにより生じたものについては、乙が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による引渡)

第28条 成果品の引渡し前に、天災等で甲乙双方の責めに帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務のでき形部分（以下この条及び第46条において「業務のでき形部分」という。）仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、管理技術者は、その事実の発生後直ちにその状況を業務担当員に通知しなければならない。

2 業務担当員は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（乙が善良な管理者の注意義務を怠つたことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用負担の請求があつたときは、当該損害の額（業務のでき形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であつて立会いその他乙の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち業務委託料の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 前項の損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 業務のでき形部分に関する損害

損害を受けた業務でき形部分に相当する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果品に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の100分の1を超える額」とあるのは「業務委託料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と読み替えて同項を適用する。

(業務委託料の変更に代える設計図書の変更)

第29条 甲は、第7条、第16条から第20条まで、第22条、第25条又は第26条の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が前項に規定する業務委託料の増額又は費用の負担をすべき理由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第30条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければ

ならない。

3 乙は、前項の検査に合格したときは、直ちに当該成果品を甲に引渡ししなければならない。

4 乙は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修繕して甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修繕の完了を業務の完了とみなして前3項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第31条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは業務委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な請求を受けたときは、請求を受けた日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(引渡し前における成果品の使用)

第32条 甲は、第30条第3項又は第36条第1項若しくは第2項の規定による引渡し前においても、成果品の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定により成果品の全部又は一部を使用したことによつて乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払)

第33条 乙は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、委託期間の業務完了の期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に提出して、業務委託料の10分の3以内の前払金を甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 乙は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金を請求することができる。この場合において、前項の規定を準用する。

4 乙は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の10分の4に相当する額を超えるときは、その減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき超過額を定めるものとする。ただし、業務委託料が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

6 甲は、乙が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、その日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第34条 乙は、前条第3項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に提出しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない委託期間の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第35条 乙は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費（この業務において償却される割合に相当する額に係る。）と、動力費、交通運賃、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充たしてはならない。

(部分引渡し)

第36条 成果品について、甲が設計図書において業務の完了に先だつて引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときは、第30条及び第31条の規定を準用する。この場合において、第30条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「指定部分に係る成果品」と、同条第4項及び第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合のほか、成果品の一部が完成し、かつ、可分なものであるときは、甲は、当該部分について、乙の承諾を得て引渡しを受けることができる。

3 第30条及び第31条の規定は、前項の規定により引渡しを受けた場合について準用する。この場合において、第30条中の「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果品」とあるのは「引渡部分に係る成果品」と、第31条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えるものとする。

4 前2項の規定により準用される第31条第1項の規定により乙が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料は、次の各号に掲げる式により算定して得た額の範囲内とする。この場合において、第1号中「指定部分に相当する業務委託料」と及び第2号中「引渡部分に相当する業務委託料」とは、甲乙協議して定める。ただし、甲が前2項において準用する第31条第1項の

規定による請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

- (1) 第1項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
指定部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）
- (2) 第2項に規定する部分引渡しに係る業務委託料
引渡部分に相応する業務委託料×（1－前払金の額／業務委託料）

（第三者による代理受領）

第37条 乙は、甲の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき第三者を代理人とすることができる。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対し第31条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する乙の業務中止）

第38条 乙は、甲が第33条又は第36条において準用する第31条の規定による支払を受領し、相当の期間を定めて催告しても応じないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、乙は、あらかじめその理由を明示して、その旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、前項の規定により乙が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、委託期間若しくは業務委託料を変更し、又は乙が増加費用を必要とし、若しくは乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（かし担保）

第39条 成果品にかしがあるときは、甲は、乙に対し相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第30条第3項又は第4項（第36条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から当該成果品に係る業務完了後2年以内に行わなければならない。ただし、この場合であっても、成果品の引渡し時から10年間を超えては、修補又は損害賠償の請求を行えない。
- 3 前項の規定にかかわらず、成果品のかしが乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、同項に規定する請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から10年とする。
- 4 甲は、成果品の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちにその旨を乙に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償を請求することはできない。ただし、乙がそのかしがあることを知っていたときは、この限りではない。

- 5 第1項の規定は、成果品のかしが設計図書に記載内容、甲の指示又は貨物品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貨物品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

- 第40条 乙の責に帰すべき理由により、委託期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、違約金の支払を乙に請求することができる。
- 2 前項の違約金の額は、委託期間の業務完了の期限の翌日から業務完了の日までの日数に応じ、業務委託料から第36条の規定による部分引渡しに係る業務委託料を控除した額につき、年3.1パーセントの割合で計算して得た額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、第31条第2項（第36条において準用する場合を含む。）の業務委託料の支払が遅れた場合は、乙は、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、その業務委託料の額につき年3.1パーセントの割合で甲に対して遅延利息の支払を請求することができる。

（検査の遅延）

第41条 甲がその責に帰すべき理由により、第30条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限の翌日から検査をした日までの日数は、第31条第2項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし、また、その遅延期間が約定期間の日数を超える場合は約定期間を満了したものとみなし、その超過日数に応じ、前条第3項の規定を適用する。

（甲の解除権）

第42条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期間を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により委託期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (5) 第44条第1項各号に規定する理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、業務委託料の10分の1に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

第42条の2 甲は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令を受け、かつ、当該排除措置命令が同条第7項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(2) 乙が独占禁止法第50条第1項に規定する課徴金の納付命令を受け、かつ、当該納付命令が同条第5項又は独占禁止法第52条第5項の規定により確定したとき。

(3) 乙が、独占禁止法第66条に規定する審決（同条第3項の規定による原処分の全部を取消す審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。

(4) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。

(5) 乙（乙が法人も場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。）に規定する刑又は罰法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条に規定する刑が確定したとき。

第43条 甲は、業務が完了するまでの間は、第42条第1項及び前条の規定によるほか、必要があるときは契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（乙の解除権）

第44条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第18条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による業務の中止期間が委託期間の2分の1に相当する日数（委託期間の2分の1に相当する日数が30日を超える場合は、30日）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後、30日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(3) 甲が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（解除の効果）

第45条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。ただし、第36条に規定する部分引渡しに係る部分については、この限りでない。

- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約が解除された場合において、乙が既に業務を完了した部分（第36条の規定により部分引渡しを受けている場合には、当該引渡部分を除くものとし、以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合においては、甲は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を乙に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

（解除に伴う措置）

第46条 契約が解除された場合において、第33条の規定による前払金があったときは、乙は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第36条の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を甲に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第33条の規定による前払金があったときは、甲は、当該前払金の額（第36条の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を既履行部分委託料から控除し、既履行部分委託料になお残額がある場合において、次条第1項又は第2項の規定により乙が賠償金を支払わなければならない時は、当該賠償金額を当該残額から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、乙は、第42条又は第42条の2の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.1パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第43条又は第44条の規定による解除にあつては、当該余剰額を甲に返還しなければならない。

3 乙は、契約が解除された場合において、貨物品等があるときは、当該貨物品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貨物品等が乙の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、

若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 4 乙は、契約が解除された場合において、作業現場に乙が所有又は管理する業務のでき形部分（第36条に規定する部分引渡しに係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第6条第3項の規定により、乙から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、乙は当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。

- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、当該各号に定めるところにより甲又は乙が負担する。

(1) 業務のでき形部分に関する撤去費用等
契約の解除が第42条又は第42条の2によるときは乙が負担し、第43条又は第44条によるときは甲が負担する。

(2) 調査機械器具、仮設物その他の物件に関する撤去費用等
乙が負担する。

- 6 第4項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代って当該物件を処分し、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、甲が負担する業務のでき形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

- 7 第3項前段に規定する乙の採るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第42条又は第42条の2によるときは甲が定め、第43条又は第44条の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定めるものとする。

（不正行為に伴う賠償金）

第46条の2 乙は、この契約に関して、第42条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として業務委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、同条第1項、第3号及び第4号に掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売であるときその他甲が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 甲は、実際に生じた損害の額が前項の業務委託料の10分の1に相当する額を超えるときは、乙に対して、その超える額についても賠償金として請求することができる。

- 3 前2項の規定は、第30条第3項の規定による成果品の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

- 4 甲は、前項の引渡しを受けた後に乙第1項又は第2項の賠償金を請求する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、乙の代表者であった者又は構成員であった者に対して当該賠償金の支払いを請求することができる。この場合において乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して当該賠償金を支払う責任を負うものとする。

（保険）

第47条 乙は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代るものを直ちに甲に提示しなければならない。

（補則）

第48条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。